

～西尾の未来を担う若者をサポートします！～

西尾市「給付型奨学金」奨学生の募集について

西尾市では、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な高校生に対し、奨学金を支給する「給付型奨学金」制度を実施しております。

1 支給対象者及び支給要件

次の6つの項目の全てに該当すること。

(1) 令和8年度に次のいずれかの学校に在学すること。

- ア 学校教育法第1条に規定する高等学校（専攻科及び別科を除く。）
- イ 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）
- ウ 学校教育法第1条に規定する高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）
- エ 学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課程（学校教育法施行規則第150条第3号に基づく文部科学省大臣の指定を受けているものに限る。）

(2) 成績優秀な学生であること。

前年度の学年末における全教科の学習成績(5段階評価)の平均した値が、**概ね3.2以上の方**

※新しく高校1年生になった方は、中学3年生の成績が対象となります。

(3) 経済的な理由により修学困難であること。

令和7年分の父母等の市町村民税所得割の課税総所得金額の合計額が**230万円以下の方**

※課税総所得金額は、収入金額ではありません。総所得金額から所得控除額を引いた金額です。

(4) 他の奨学金(※)の支給を受けていないこと。

※貸与型奨学金、就学支援金、西尾市私立高等学校等授業料補助などは支給を受けていても構いません。

(5) 西尾市に居住していること。

奨学生本人が西尾市に住所又は居所を有していること。

(6) 品行方正であること。

2 奨学金の額

月額9,000円(年間108,000円)

※返済の必要はありませんが、不正に支給を受けた場合は返還していただきます。

※奨学金は、1年間分を9月と12月に2回に分けて指定する口座へ支給します。

3 募集人員

100名

4 提出書類

| 確認欄 | 書類名 |
|--------------------|---|
| □ | ①奨学金支給申請書(様式第1号) …「記入例1」 |
| □ | ②推薦書(様式第2号) …「記入例2」 在籍している学校(学校長)に作成を依頼してください。 |
| □ | ③成績証明書 令和7年度学年末 の通知表の写しとなります。 ※学年末の成績は年間をとおしての成績であり、そのような取扱いとなっていない場合には、令和7年度の各教科の評定を記載した成績証明書の発行を依頼して提出してください。 |
| □ | ④家庭状況調書(様式第3号) …「記入例3」 申請時における世帯の状況を記載していただく書類になります。 「生計を一にする家族」については、同居、別居を問わず、生計を共にする者が該当します。以下の場合には、「生計を一にする家族」とします。 ア 住民票が別になっても、同一の住居に居住している家族 イ 家計を主に支える者が、勤務地の関係で別居しているとき (例：単身赴任している父) ウ 家計を主に支える者の被扶養者であるもの (例：扶養している別居の祖父母) ※ご家族で障害手帳をお持ちの方がいる場合は、コピーを添付してください。 |
| □ | ⑤同意書 …「記入例4」 この書類は、申請者及びご家族の住民登録及び所得情報を教育委員会が申請者に代わって調査させていただくための書類です。 |
| □ 該当がある 場合のみ | (令和8年1月1日現在住民登録が西尾市になかった方) ⑥ 令和7年分 の所得課税証明書 住民登録のある市区町村役場で取得してください。 |
| □ 該当がある 場合のみ | (申請時に住民票が西尾市以外にある方) ⑦住民票の写し(続柄の記載のあるもの) 住民登録のある市区町村役場で取得してください。 |

※書類①～⑤は、西尾市教育庶務課窓口(西尾市役所4階)で配布します。

※西尾市 HP からダウンロード可能です。

5 申請期間

令和8年6月1日(月)～令和8年6月30日(火)

(午前9時0分～午後4時0分(土曜、日曜を除く))

※募集については、令和8年5月号の市広報に掲載予定ですのでご覧ください。

※上記の申請期間後の転入者等については、下記(連絡先)にご相談ください。

6 申請先

〒445-8501 西尾市寄住町下田22番地

西尾市教育委員会事務局 教育庶務課 (西尾市役所4階)

(上記以外の支所等への提出はできません。)

7 申請方法

必要書類を上記申請先に、持参または郵送で提出してください。

郵送の場合は、令和8年6月30日(火)の消印まで有効です。

8 審査及び結果の通知

- ・西尾市教育委員会が審査し、結果を申請者に通知します。
- ・申込みが募集人員を上回った場合など、支給要件を満たしていても支給できないことがあります。
- ・奨学金は、在学する学校の正規の修業年限を修了するまで毎年申請できます。
- ・継続して奨学金の支給を希望される方は、毎学年、必要書類を提出していただく必要があります(支給継続の可否については再度審査を行います)。

9 その他

- ・提出期限までに適切に提出されない場合は受付できません。また、提出書類は一切返却しません。
- ・奨学金を支給後に、不正が判明した場合は、支給を取り消すとともに、支給した全額分を速やかに返還していただきます。

(連絡先)

西尾市教育委員会事務局教育庶務課 庶務担当

電話:0563-65-2172 FAX:0563-56-2727

メールアドレス kyosho@city.nishio.lg.jp